

公益社団法人日本口腔外科学会 委員会等出席旅費規程の運用方針

平成 12 年 9 月 25 日

2012 年 9 月 3 日

- 1．旅費の支給は各個人の申告制とする。ただし、乗り物の選択、宿泊の有無は本規程および経費の節減を考慮したものであること。
- 2．航空賃については実際に支払われた金額を支給する。したがって旅行者から航空賃を証する書類又は航空賃の記載のある航空券の写しの提出を受け確認すること。
- 3．宿泊料金を含むパッケージ料金に係る航空賃について、宿泊を必要とした場合には当該金額を宿泊料を含む金額とする。また、宿泊を必要としない旅行については航空賃を証明する書類に基づき確認すること。
- 4．本学会総会及び他学会開催時に開催される本学会会議の出席旅費について、当該学会に出席する者についての旅費は支給しないものとする。ただし、事務職員の旅費については除く。

以上